

〈あきぎん〉 I Cキャッシュカード特約

1 特約の適用範囲等

- (1) この特約は、I Cキャッシュカードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、当行キャッシュカード取扱い規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めのない事項に関しては当行キャッシュカード取扱い規定が適用されるものとします。

2 オンラインデビット機能

I Cキャッシュカードに搭載している I Cチップを利用したオンラインデビットサービスが利用できます。

3 代理人カード

- (1) 代理人のためのカードについては、当行が定める代理人の範囲において発行することができます。
- (2) 代理人の I Cキャッシュカードの利用については、本特約を適用します。

4 対応機の故障時の取扱い

対応機の故障時には、I Cキャッシュカード機能のご利用はできません。

5 I Cチップ読み取り不能時の取扱い等

- (1) I Cキャッシュカードに搭載している I Cチップの故障時によって、対応機において I Cキャッシュカード機能が利用できない場合があります。
- (2) 5.(1)の場合は、当行所定の手続きにしたがって、すみやかに当行に I Cキャッシュカードの再発行を申し出てください。

6 発行手数料

I Cキャッシュカード発行にあたっては、当行所定の発行手数料をいただきます。

7 I Cキャッシュカードへの切替

既存カードを I Cキャッシュカードに切り替える場合は、I Cキャッシュカード発行前に保有していたキャッシュカードの機能は、カード会員が新たな I Cキャッシュカードを利用した時点または、当行が新たな I Cキャッシュカード発行を認めた日以降の所定の日で失効するものとします。

8 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(以 上)